

第7章

イギリスの高等教育政策決定過程と首相官邸 — 証拠に基づく政策形成(EBPM)の仕組み

田中正弘 (筑波大学)

はじめに

イギリスには、「教育は政争の具だ」(Education is a political football) という、教育をイギリスで最も人気のあるスポーツになぞらえた表現がある。この表現は、大胆な教育政策を総選挙の際のマニフェストに含めることで、票を稼ごうとする政治手法を表すものである。この手法は総選挙の度に散見されるものであるが、マニフェストに記載された大胆な教育政策が総選挙で勝利した与党の手によってそのまま政策決定されるかという点、それほど単純な図式とはいえない。では、いかなる決定過程を経て政策は立案されるのであろうか？

そこで本稿は、イギリスの教育政策決定過程の特質を、首相官邸などの役割を俯瞰的に見つつ、高等教育に的を絞って明らかにしてみたい。特に、その過程の中でも、近年その重要性がイギリスでも指摘されるようになった「証拠に基づく政策形成」(Evidence-Based Policy Making: EBPM) の仕組みに着目し、どのような組織がどのような証拠に基づいてどのような提言をし、その提言を受けた政府がどのように政策立案に活かしているかを分析する。そしてその成果を踏まえて、日本への示唆を得たい。

本稿は四節で構成される。第一節で、イギリスの教育行政に関わる基本情報を概説する。次に第二節で、証拠に基づく政策形成の仕組みを、事例の参照により探求する。最後に第三節で、それらの成果を踏まえて、日本への示唆をまとめとして提示する。

1. イギリスの教育行政に関わる基本情報

イギリスは立憲君主制(元首:エリザベス二世)、かつ議院内閣制(上院と下院の二院制)を採用しており、その正式名称は「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国」(the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland: UK) である。イギリスが連合王国であるのは、独自の言語・文化・歴史を持つ、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドという、四つの「地域」(nations) で構成されているためである。各地域は独自の議会を有し、それぞれの地域での立法権の一部が、イギリス議会からウェールズ議会、スコットランド議会、北アイルランド議会に委譲されている。同様に行政権の一部も、各地域の政府に委譲されているため、教育制度は各地域でそれぞれ異なっている。なお、本稿は紙幅の都合上、イギリス議会・政府の政策形成過程についてのみ触れる。

イギリス議会は上院と下院による二院制で運用されている。下院(庶民院)の議席数は定数 650 (2019 年) で、その任期は 5 年(解散あり) である。下院では伝統的に二大政党

制（保守党と労働党が議席の大多数を占める）が続いており、2020年3月における各政党の議席数は表1の通りである。

表1：下院の党派別内訳（2020年3月現在）

政党	議席数
保守党	365 議席
労働党	202 議席
スコットランド国民党	47 議席
自由民主党	11 議席
民主ユニオニスト党	8 議席
その他（小政党、無所属、議長）	17 議席

出典：外務省 HP（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html#section1>）

下院とは異なり、上院（貴族院）の議席数に定数（2020年3月現在 792 議席）はなく、任期もない（原則終身、ただし、聖職者は職にある期間）。なお、「上院は一代貴族（任命制）、一部の世襲貴族（世襲貴族内の互選）、聖職者（英国国教会幹部）から構成され、公選制は導入されていない」（外務省 HP）。上院における、各政党の議席数（2020年3月）は表2の通りである。

表2：上院の党派別内訳（2020年3月現在）

政党	議席数
保守党	365 議席
労働党	178 議席
自由民主党	91 議席
中立（クロスベンチ）	184 議席
その他（小政党、無所属、議長）	67 議席
聖職者	26 議席

出典：外務省 HP（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html#section1>）

上院に対する下院の優越が、1911年の議会法の制定により確定した。このため、両院が対立した場合に下院の決定が優先されることとなり、イギリスでは上院と下院のねじれが政治を膠着させることは基本的にない（梅川ほか 2014）。

イギリスの選挙（下院）は小選挙区単純多数代表制で、650の選挙区がある。2019年12月12日に行われた総選挙では、保守党が単独過半数を獲得している。その結果、保守党の党首であるボリス・ジョンソン（Alexander Boris de Pfeffel Johnson）が首相の座にとどまることとなった。ジョンソン首相は強硬な「ブレグジット」（Brexit）推進派であり、総選挙での勝利を契機に、2020年1月31日に悲願であった欧州連合（EU）からのイギリスの離

脱を達成している。この達成の背景には、ジョンソン首相が党内からブレクジット反対派・穏健派を一掃できたことがあげられる。この出来事は、同じ議院内閣制の日本と比べて、イギリスの首相の権力が強いこと（高安 2009）を物語る一例といえる。

イギリスでは、首相の権力の強さを象徴するかのよう、首相が替わるたびに省庁の再編が実行されてきた。事実、「1980年からの30年間に25の中央省庁が設立されたが、そのうち13は2009年までに消滅した。1983年設立の貿易産業省のように24年間存続したものから、ビジネス・企業・規制改革省やイノベーション・大学・技術省のように、2年しか存続しなかったものまでである」（国立国会図書館 2013：6）。なお、高等教育の管轄は、2009年から2016年まで、「ビジネス革新技能省」（Department for Business, Innovation and Skills: BIS）が行っていたが、BISの廃止に伴い、2016年からは初等中等教育も管轄する「教育省」（Department for Education: DfE）が高等教育の管轄も担うようになった。

イギリスの教育行政機関の特徴は、教育省などの中央政府機関とは別に多様な政府関連法人が存在することにある。政府関連法人は、その設置形態から、主に三種類に分けられる。その一つが「エージェンシー」（Executive Agency）である。エージェンシーは「所管省の一部として特定の行政サービスの提供を行っており、公務員により組織される」（文部科学省 2013：86）。教育省所管のエージェンシー（便宜上、庁と訳す）は、以下の3機関である。

- ◇ 「教育技能補助金庁」（Education and Skills Funding Agency）
初等中等教育機関や継続教育機関に対する補助金の分配を行う。
- ◇ 「基準試験庁」（Standards and Testing Agency）
初等教育機関（Key Stage 1 and 2）における全国共通カリキュラムテストを管理運営する。
- ◇ 「教育規制庁」（Teaching Regulation Agency）
教員資格の管理および教員規律の維持などを担う。

教育省所管エージェンシーの管轄には高等教育が含まれていないことが分かる。

二つ目の政府関連法人は「準政府機関」（Executive Non-Departmental Public Body）、あるいは通称「クワンゴ」（Quasi-Non-Governmental Organisations: Quangos）と呼ばれる。クワンゴは「主に政府予算で運営され、組織の変更・廃止など重要決定については所管省が関与するが、日常業務の遂行に当たっては政府の指揮・監督を受けない」（文部科学省 2013：86）。加えて、所管省の一部ではないため、職員の身分は公務員ではない。教育関連のクワンゴは8機関あり、そのうちの高等教育に関連するものは、主に下記の2機関である。

- ◇ 「学生局」(Office for Students: OfS)
大学の規制および大学への助成助言を行う。
- ◇ 「学生ローンカンパニー」(Student Loans Company)
大学生に対する貸与奨学金の管理運営を行う。

OfS はイギリスの大学の規制・助言制度を理解する上で重要な機関であるので、簡易な説明を補足したい。

OfS は「2017 年高等教育・研究法」(Higher Education and Research Act 2017) の施行により、「イングランド高等教育財政審議会」(Higher Education Funding Council for England: HEFCE) および「公正機会局」(Office for Fair Access: OFFA) の機能を引き継ぐ形で 2018 年 1 月 1 日に新たに設置された。OfS の主な機能は、①イングランドの大学の規制、②大学教育の評価 (Teaching Excellence and Student Outcomes Framework: TEF)、③進学機会の平等化、④大学の登録、⑤学生の支援・保護、および⑥学生への情報提供 (National Student Survey: NSS) である。さらに、OfS は教育省の諮問機関としての役割も期待されている (田中 2018)。

三つ目の政府関連法人は「独立政府機関」(Non-Ministerial Department) である。この機関は専門性の高い領域において、所管省から (一定程度) 独立した地位を有する。教育関係の独立政府機関は、以下の 2 機関がある。

- ◇ 「教育水準局」(Office for Standards in Education, Children's Services and Skills: Ofsted)
初等中等教育機関や生涯教育機関の教育を監査し、教育水準の向上を担う。
- ◇ 「資格・試験規制機関」(Office of Qualifications and Examinations Regulation: Ofqual)
試験 (GCSEs や A Levels など) の規制と資格の認証を行う。

上記の政府関連法人だけでなく、非政府機関にも重要な教育関連組織がある。その一つが、非営利組織である「高等教育質保証機構」(Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA) である。QAA は主に学生局 (OfS) の委託資金や大学の年会費で運営されている。QAA の主な機能は、①大学の評価、②学問的誠実性の保護、③高等教育政策への助言である。なお、③助言の例として、教育省から OfS の機能に関する諮問が 2017 年 12 月になされている。その主な内容は下記の通りである (QAA 2017)。

- ◇ OfS の規制のあり方は適切か？
- ◇ OfS の進学機会平等化のための試みは適切か？
- ◇ OfS は GPA の値を大学の評価に用いるべきか？
- ◇ 学生が費用対効果を強く感じられるようにするために、OfS はさらに何をすべき

か？

これらの諮問に対して、QAA は証拠を交えて学術的な見地から回答している (QAA 2017)。なお、QAA 以外にも、重要な非政府機関として、大学の利益団体である「イギリス大学協会」(Universities UK: UUK) や、学生の利益団体である「全国学生自治会」(National Union of Students: NUS) などがあり、これらの利益団体は、QAA や OfS と共同で政策提言を出したりすることもある。

上記の例のように、QAA や OfS (その前身機関である HEFCE や OFFA) が政府 (教育省) の諮問機関として機能することで、イギリスの高等教育政策は合理的根拠に基づいて、つまり「証拠に基づく政策形成」(Evidence-Based Policy Making: EBPM) を経て、(少なくとも理論上は) 決定されるのである。そこで次節では、EBPM が採用されるようになった背景、および高等教育における EBPM の実例を示したい。

2. 証拠に基づく政策形成 (EBPM)

① EBPM が採用されるようになった背景

1997年5月に政権交代を果たしたブレア労働党政権は、白書「政治の近代化」(Modernising Government) において、「政府は政策形成を単発的なものではなく、継続的な学習過程と見なしている。私たちは、課題の理解を深めるために、証拠 (すなわち、EBPM の手法) を用いるべきを磨くべきだ」(1999 : 17) と宣言した。この宣言は労働党の1997年マニフェスト、「労働党は時代遅れのイデオロギーの政党ではなく、アイデアおよび理想の政党である。重要なのは何が有効であるかということである」(オアンセアとブリング 2013 : 19) を反映したものである。つまり、「何が有効か」の裏付けとなる科学的根拠が政策助言に変換されることが「政治の近代化」に必要だと見なされたのである。

オアンセアとブリング (2013 : 22) によれば、上記で参照した『「何が有効か」モデルの中で好まれるエビデンスの源や手段は、実験的な技法の介入 (特にランダム化比較試験)、実験的研究および定量的知見の系統的統合 (系統的レビュー、メタ・アナリシス)、そして現実的評価 (何が有効か、誰にとって、どのような状況で、そしてなぜか) である。これらはそれぞれ正当性があり、研究および研究統合への価値あるアプローチであり、重要な研究課題を取り上げ、その過程において、政策が必要とする研究知見へのアクセスや、その活用を助ける」。しかし、「何が有効か」モデルには問題もある。

問題は、ある特定のモデルまたは技法そのものから派生するというよりも、政策に導かれた、技術的な理由に基づくエビデンスのフィルタリングや、このフィルタリングが根拠とする知識の階層性、そして、研究の政策および実践への寄与を、純粋に手段的な役割に狭める基準設定の行為からくるものであるようだ (オアンセアとブリング 2013 : 23)。

換言すれば、教育政策決定過程において「何が有効か」を重視しすぎると、「何が教育的に価値があるか」が蔑ろにされる可能性がある（オアンセアとブリング 2013:29）。よって、エビデンス（証拠）を提供する者は、「何が教育的に価値があるか」に配慮できる専門家が望ましいといえる。

それでは、イギリスの高等教育政策の決定過程において、証拠を提供するのはいかなる人たちであろうか？

証拠を提供する人たちは大きく3種類（①省庁内の専門家、②政府関連法人内の専門家、および③非政府機関内の専門家）に分けられる。①省庁内の専門家は、「社会調査専門職」（Government Social Research profession: GSR）などと呼ばれる。2019年の時点でGSRは約1,000人、そのうち教育省には約200人いる。GSRは省庁に属する公務員で、その役割は以下の通りである。

- ◇ 政府に客観的で信頼性・関連性の高い、時期に適った社会調査を提供する。
- ◇ 政策の立案、実施、評価を支援する。
- ◇ 社会科学で最も信頼される研究成果に基づいた政策の検討を可能とする。
- ◇ 国民や組織が考えていること、彼らの行動や政策への対応に関する詳細なデータと客観的な分析の結果を提供する。
- ◇ 政策の影響を受ける国民や組織について政府が理解できるようにする。

GSRが収集した証拠を用いて、教育省の官僚が大臣に助言することとなる。なお、イギリスの政官関係の原則は、「官僚が助言し、大臣が決める」（civil servants advise, but ministers decide）という役割分担にある。よって、官僚に期待されているのは「中立的な助言を行うことと、大臣に真実を伝えること」（offer impartial advice and speak truth to power）である（Murphy 2020）。

Murphy (2020) の見解によれば、「ジョンソン政権と官僚の関係は当初から良くなかったが、さらに急速に悪化してきた。現在はかつてないほど最悪といえる。この緊張関係は今後も悪化し続けると予測されており、官僚制度は二度と元には戻らないだろう。イギリスは特別顧問を官邸が連れてくる『アメリカモデル』に移行した」。ここで「特別顧問」（special advisers）とは、大臣の推薦で選出された臨時採用の官僚のことである。大臣の推薦で選ばれるため、特別顧問には大臣と親しい関係の人が選ばれることになる。特別顧問は大臣寄りの助言を期待されているために、省内のプロパー（生え抜きの）官僚と衝突する事例も散見される。例えば、ブレグジット協定変更政策を巡る特別顧問との深刻な対立のため、政府法務局のジョナサン・ジョーンズ事務次官は2020年9月8日に辞任する意向を表明した（BBC NEWS 2020/9/9）。

上記の例のように、「官僚が助言し、大臣が決める」という政官関係の原則は、残念ながら崩壊しつつある。ただし、大臣が助言（証拠の提出）を求めるのは、①省庁内の専門家（官僚）だけでなく、②政府関連法人内の専門家（非官僚）や③非政府機関内の専門家のことも多々ある。それらの専門家は、高等教育では、OfS や QAA の職員*である。事実、教育大臣が OfS や QAA に助言を求めるのは、通例化している。OfS や QAA が参照するデータは、主に 2 種類ある。

- ◇ 自己点検評価報告書や外部評価報告書など
- ◇ TEF や NSS などの各種調査結果

これらの質的・量的データの分析結果を踏まえて、OfS や QAA は学術的見地から教育大臣の諮問に応えようとしているのである。

教育大臣が OfS(当時は HEFCE と OFFA)の助言を土台に教育政策を決定した一例(EBPM の事例)として、2016 年 5 月に交付された白書「知識経済としての成功」(Success as a Knowledge Economy: Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice)に記された高等教育政策の決定過程を追ってみたい。

② 高等教育における EBPM の事例

2012 年 5 月に教育大臣は HEFCE と OFFA に書簡を送り、高等教育への公平なアクセスと学生の学業達成に関する共有戦略の策定を求めた。加えて、この分野への公的補助金の的をどこに絞るべきかについて、証拠に基づいた評価を土台に検討するよう求めた。この要望を受けて、HEFCE と OFFA は 2014 年 4 月 3 日に調査報告書「高等教育における公平なアクセスと学業達成に関する国家戦略」(National strategy for access and student success in higher education)を公表した。

この報告書は 2 部構成になっており、第 1 部で、公平なアクセスと学業達成に関する HEFCE と OFFA の強い信念が述べられている。その信念とは、大学生の構成はイングランドの多様性を反映しているべきだというものである。つまり、HEFCE と OFFA は、年齢・人種・性別・障害・社会階層などによって大学進学を妨げられることがあってはならない、と固く信じているのである。そして、この信念に従い、「政府は公平性と社会移動を促進する政策枠組みを示す必要がある」(HEFCE and OFFA 2014: 7)と助言している。具体的に、学生の学修サイクルを 3 段階(第 1 段階: 大学入学, 第 2 段階: 学位取得, 第 3 段階: 進学や就職)に分けて、段階ごとに政府はどのような学生支援策を講じるべきかについて、説明している。

* OfS や QAA が大学の専門家に調査を委託することもままある。

報告書の第2部は、各段階に合わせて、3章に分かれている。第2部第1章は、大学入学について、二つの助言をしている。その一つは、「最も不利益を被る階層の進学率を大きく向上させ続けること」で、もう一つの助言は、「最も利益を得る階層と最も不利益を被る階層の進学率の差を縮小させること」(HEFCE and OFFA 2014: 16)である。これらの助言の根拠として、HEFCE と OFFA は、多種多様なデータを参照している。例えば、「大学入学サービス」(Universities and Colleges Admission Service: UCAS) が保有する進学希望者のデータを用いて、最も利益を得る階層と最も不利益を被る階層の間で、進学希望の占める割合の差が10年間(2004-2013)の間に4.3倍から2.7倍へと縮小したことが示されている(HEFCE and OFFA 2014: 17)。これらのデータを根拠に、HEFCE と OFFA は現在の政策を肯定的に評価し、その継続・拡充を上記のような助言として提示したのである。

第2部第2章は、学位取得について、特にリテンション率に着目して、三つの助言をしている。それらの助言は、「リテンション率を向上させ、退学者を減らすこと。最も利益を得る階層と最も不利益を被る階層のリテンション率の差を縮小させること。各階層の間で学習成果に原因不明の差が生じないようにすること」(HEFCE and OFFA 2014: 17)である。これらの助言の根拠とされたのは主に、HEFCE が2013年に出版した二つの報告書である(HEFCE 2013a, 2013b)。これらの報告書は、男性、黒人、障害者、進学率の低い階層の学生、成人学生、パートタイム学生、貧困学生などのリテンション率が低いことを明示している。これらの事実を踏まえて、HEFCE と OFFA は(リテンション率が低くなる傾向がある)彼ら／彼女らの支援を政府に求めたのである。

第2部第3章は、進学や就職について、右記のように四つの助言をしている。「最も不利益を被る階層の大学院への進学を促進させる。最も利益を得る階層と最も不利益を被る階層の大学院進学率の差を縮小させる。就職結果における階層間の不平等を減らす。最も利益を得る階層と最も不利益を被る階層の就職結果の差を縮小させる」(HEFCE and OFFA 2014: 66)。これらの助言は、第2章で触れたリテンション率が低い階層において、大学院進学率も低くなるという分析結果を根拠としている。特に資金面での課題が彼ら／彼女らの進学を妨げていることを示し、その改善の必要性を政府に訴えたのである。

上記のように、HEFCE と OFFA は、大学入学、学位取得、進学や就職における階層間の不平等の解消に力点を置いているといえる。ちなみに、イギリスでは、この不平等の解消への国民の関心は高く、かつ、支持も得られやすい。よって、その解消のために高等教育を拡大させるべきだという議論は(日本と対照的に)政争の具(a political football)に利用されることが多い(吉田 2018)。このような文化的背景の下、HEFCE と OFFA の助言は政府に歓迎され、2015年11月に公表された緑書「卓越した教育、社会移動、学生の選択」(Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice)に色濃く反映された。

ただし、緑書の力点はHEFCE と OFFA の力点と少し異なる。緑書は、不平等の解消のためには高等教育の拡大が必要だということだけでなく、教育の質(特に学生にとっての

費用対効果)を向上させる必要がある、と主張したからである。そして緑書は、教育の質を計る(加えて、進学希望者の進路選択に役立つ情報を提供する)ために、新しい教育評価制度(Teaching Excellence Framework: TEF)を導入するよう、提言したのである。この提言は、不平等の解消に不可欠だというロジックの下で正当化され、ほとんど変更を加えられることなく、2016年5月に交付された白書「知識経済としての成功」に記載されることとなった。

上記の一連の政策決定過程の流れの中で、イギリス政府は、高等教育の拡大をより一層推進するために、学生定員の上限を2015年に撤廃した。一方で、急激な拡大によって教育の質が低下しないよう、TEFを2017年に導入している。また、先記したように、TEFやNSS(National Student Survey)の管理運営や進学機会の平等化を主要な業務とする、学生局(OfS)が2018年に設置された。こうして、大学を規制・管理・評価する新たな制度が発足することとなった。

この政策決定の事例から得られる教訓として、政府はEBPMを隠れ蓑にして、自らの真の狙いを具現化しようとすることがある、ということではなかろうか。というのも、上記の事例において、あくまでも推測に過ぎないものの、イギリス政府の真の狙いは階層間の不平等の解消ではなく、大学を規制・管理・評価する新たな制度を発足させることにあったように見えるからである。仮にこの推測が正しければ、HEFCEとOFFAは政府に利用されたといえなくもない。この点は、日本への示唆を考える上で、重要なポイントであろう。

3. まとめ(日本への示唆)

本稿は、イギリスの教育政策決定過程の特質を、高等教育政策に焦点を当てて明らかにすることを試みた。特に、ブレア政権が採用し、その後の政権でも活用されている、「証拠に基づく政策形成」(Evidence-Based Policy Making: EBPM)の仕組みに着目した。そしてそのEBPMの事例として、政府がHEFCEとOFFAに大学進学などの公平性に関する助言(証拠の提出)を求めたケースを分析した。この分析結果に基づき、イギリスの高等教育政策決定過程の特質を以下のようにまとめたい。

イギリスの首相(政府)の権限は、日本と比べて強いといわれる。なぜなら、①与党は議会(下院)で単独過半数を得ることが多い、②上院と下院のねじれが政治を膠着させることは少ない、③選挙を通じて党内の造反議員を排除しやすい(岐部2012)など、政策決定が容易な環境が整っているためである。とはいえ、イギリス政府は常に独断で教育政策を決める、というような乱暴なことがまかり通っているわけではない。イギリスには「官僚が助言し、大臣が決める」という政官関係の原則が(近年崩れつつあるものの)あるからである。

イギリス政府が助言を求めるのは、官僚に準ずる立場にいる、政府関連法人や非政府機関の専門家も含まれる。その専門家とは、高等教育政策に当てはめるとOfSやQAAの職

員となる。事実、OFS や QAA は、政府の求めに応じて学術的な見地から、証拠に基づいて助言を行っている。この助言を踏まえて、政府は高等教育政策を決定（EBPM）するのである。なお、本稿で触れた HEFCE と OFFA の事例のように、政府は助言をそのまま政策に反映させるとは限らない点に注意が必要である。

上記のまとめから得られる日本への示唆を、ここで簡潔に述べたい。専門家が作成した証拠に基づいて政府が高等教育政策を形成・決定することは、望ましい方向性だと判断できる。ただし、政府は助言をどの程度正確に踏まえているか、助言を曲解・悪用していないかなどを点検する仕組みが必要であろう。加えて、その点検結果に応じて政府の政策決定を覆せる制度がなければ、政府は暴走する恐れがある。さらに、政府にとって聞き心地の良い証拠しか提出しない専門家が重用されるような環境は、健全とはいえない。よって、専門家の助言の中立性を保てる制度を開発しなければならない。

【参考文献】

- アリス・オアンセア、リチャード・プリング（著）、著 靱井圭子（訳）「徹底的であることの重要性」、ブリッジ・デイビット、スメイヤー・ポール、リチャード・スミス（編著）、柘植雅義・葉養正明・加治佐哲也（編訳）（2013）『エビデンスに基づく教育政策』勁草書房、17-48
- Cabinet Office (1999) *Modernising Government* (White Paper)
- Department for Business, Innovation and Skills (2015) *Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice*, BIS
- Higher Education Funding Council for England (2013a) *Non-Continuation Rates at English HEIs: Trends for entrants 2005-06 to 2010-11*, HEFCE
- Higher Education Funding Council for England (2013b) *Higher Education and Beyond: Outcomes from full-time first degree study*, HEFCE
- Higher Education Funding Council for England and the Office for Fair Access (2014) *National Strategy for Access and Student Success in Higher Education*, BIS
- 岐部秀光（2012）『イギリス 矛盾の力 進化し続ける政治経済システム』日本経済新聞出版社
- 国立国会図書館（2013）『中央省庁再編の制度と運用』「調査と情報—ISSUE BRIEF」795
- Murphy, Peter (2020) ‘Why it matters that so many senior civil servants are quitting under Boris Johnson’, *The Conversation*, September 2, 2020: <https://theconversation.com/why-it-matters-that-so-many-senior-civil-servants-are-quitting-under-boris-johnson-145257>
- 文部科学省（2013）『諸外国の教育行財政—7か国と日本の比較』ジヤース教育新社
- 内山融（2013）「英国の政官関係」『国際社会科学：東京大学大学院総合文化研究科国際社

会科学専攻紀要』63, 1-15

Quality Assurance Agency for Higher Education (2017) *Response to Department for Education Consultation: Securing student success*, QAA

高安健将 (2009) 『首相の権力—日英比較からみる政権党とのダイナミズム—』創文社

田中正弘 (2018) 「イギリスの大学教育改革」『IDE 現代の高等教育』605, 60-66。

梅川正美・阪野智一・カ久昌幸 (編) (2014) 『現代イギリス政治』第2版, 成文堂

吉田文 (2018) 「高等教育の拡大と学生の多様化—日本における問題の論じられ方—」『高等教育研究』21, 11-37。